

趣 意 書

社會問題、勞働問題は今や己に議論より實行の域に進み、其徑路亦た目睹に易きものあるに對し、獨り勞資協調問題の何等見るべき事績なく、況んや輓近經濟界の沈衰に因つて、隨所に逆轉の踪跡を擧げ形體の膨大を以つて濫りに世上の視線を蒐めたる、彼の勞資協調會の特に恃むに足らざる事を表白せるは、寔に遺憾の極みなりとす。

吾人等今回菲才を忘じ、相諮りて機關部員同盟會を組織せんとする、元より這間の消息に攷ふる結果なりと雖も、紆餘曲折は世相必然の徑路にして、世界的大勢に抗し得べき理なく、要は彼岸に達する波頭一時の波紋に過ぎざるを以つて、吾人は暫らく同一の天職に立脚し、共同の實境に具有する、一切の事象を解決せんとする有志の協賛を索め、個性的にも團体的にも、正確なる概念を脩修し、例令へば燃料濫費の弊を除きて石炭の極限を延長し、吾生の向上を實現して海國本然の光輝を強めむことを期す。大方有志の士、凡百の團体あるが爲めに躊躇するなく、空寛たるコスモボリダニズム說世界同胞說に泥むなく、吾生の天職を尊重する意味に於いて吾生の集團を大成し、脈絡相通じ、和親相倚り、最終の美と強さを濟されむことを切望して休まざるもの也。

大正九年猛夏

機關部員同盟會創立委員謹白

會 則

第一條 本會ハ機關部員同盟會ト稱ス

第二條 本會事務所ヲ神戸市ニ置ク

但會務上必要ト認めタルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ樞要ノ地ニ支部又ハ出張所ヲ設置ス

第三條 本會ハ學術技藝ノ教養ニ努メ且會員相互親善協力シテ海事ノ發達ヲ期スルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、時々達議ノ講演會ヲ開キテ見聞ヲ博ムルコト
- 二、當面必須ノ問題タル燃料節約ヲ攻究シ局限セル石炭ノ延長ヲ期スルコト
- 三、會報若クハ雜誌ヲ刊行シテ相互意思疏通ノ機關タラシムルコト
- 四、就職紹介部ヲ設ケテ雇傭者間ノ利便ヲ圖リ常ニ双者間ニ於ケル協調ヲ期圖スルコト

五、以上ノ外必要ト認めル事業ノ遂行

第五條 本會々員ヲ分チテ名譽會員、特別會員、後援會員、正會員ノ四種トシ正會員外ハ理事會ノ決議ヲ經テ會長之レヲ推薦ス

但名譽會員、特別會員、後援會員ハ名譽識見共ニ卓越シ本會ノ爲メ特ニ効勞アリ

ト認めタルモノタルベキコト

第六條 會員タラントスルモノハ正會員二名ノ紹介ヲ以テ申込ムベキモノトス